

文書分類番号	00	09	03	002	永 年	起案	平成 年 月 日	決裁	平成 年 月 日
議 長	副議長	局 長	次 長	副主幹	担 当	担 当	文書取扱主任		

第 3 回 厚生常任委員会 会議録

開催年月日	平成 23 年 8 月 1 日（月曜日）	開会 13 時 00 分	閉会 15 時 24 分
開催場所	第三委員会室		
出席委員	関藤、堀、清水、木下、田村、荒木 委員外～坂井、窪之内	事務局	中嶋事務局長 村井主任主事
欠席委員	なし		
説明員	別紙のとおり	議 件	別紙のとおり
議 事 の 概 要	○休憩中、4 月 1 日付け及び7 月 1 日付け人事異動に伴う主査職以上の職員紹介を行った。		
	1. 所管からの報告事項について		
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、すべて報告済みとした。		
	○ 新滝川市活力再生プラン平成 22 年度実績報告について（総括説明）		
	（1）新滝川市活力再生プラン平成 22 年度実績報告について		
	（2）滝川市立病院市民応援団の経過報告について		
	（3）院内保育所のニーズ調査結果について		
	（4）新滝川市活力再生プラン平成 22 年度実績報告について		
	（5）滝川市廃棄物減量等推進審議会の発足について		
	（6）新滝川市活力再生プラン平成 22 年度実績報告について		
	（7）平成 23 年度滝川市保健医療福祉推進市民会議について		
	（8）生活保護費詐欺事件に係る訴訟等の動向について		
	（9）がん検診（大腸がん）推進事業について		
	○ 所管事務等に対する通告質問について（清水委員）		
	2. その他について		
	・社会福祉事業団の管理施設の視察を行うこととし、日程等は正副委員長に一任することと決定した。		
	・厚生常任委員会の道外視察について、10 月中に行うこととし、日程、場所等については正副委員長に一任することと決定した。		
3. 次回委員会の日程について			
正副委員長に一任することと決定した。			
上 記 記 載 の と お り 相 違 ない。 厚生常任委員長 関 藤 龍 也 ㊦			

平成23年8月1日

滝川市議会議長 水 口 典 一 様

滝川市長 前 田 康 吉

厚生常任委員会への説明員の出席について

平成23年7月15日付け滝議第64号で通知のありました厚生常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願いします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願いします。

記

滝川市長の委任を受けた者

総務部長	山 崎 猛
総務部参事	居 林 俊 男
総務部財政課長	高 橋 一 美
総務部財政課副主幹	堀 勝 一
総務部財政課副主幹	景 由 隆 寛
総務部行政経営課長	松 澤 公 和
総務部行政経営課主査	須 見 公 実 子
市民生活部長	伊 藤 克 之
市民生活部参事	庄 野 雅 洋
市民生活部くらし支援課主幹	松 本 真 理 子
市民生活部くらし支援課副主幹	山 川 弘 己
市民生活部くらし支援課主査	原 田 瑞 絵
市民生活部くらし支援課主査	橋 本 英 昭
市民生活部くらし支援課主査	伊 藤 貴 寛
市民生活部くらし支援課主査	運 上 琢 諭
市民生活部くらし支援課まちづくりセンター所長	千 葉 豊
保健福祉部長	橋 弘 恭
保健福祉部次長	佐々木 哲
保健福祉部福祉課長	国 嶋 隆 雄
保健福祉部子育て応援課長	樋 郡 真 澄
保健福祉部子育て応援課主査	前 田 昌 敏
保健福祉部介護福祉課長	高 田 和 昌
保健福祉部介護福祉課主幹	渡 辺 多 恵
保健福祉部介護福祉課副主幹	深 村 栄 司
保健福祉部介護福祉課主査	須 藤 公 夫
保健福祉部健康づくり課長	金 野 正 博
保健福祉部健康づくり課主幹	織 田 恵 子

市立病院事務部長
市立病院事務部次長
市立病院事務部参事

鈴木 靖 夫
田 湯 宏 昌
高 橋 一 昭

(総務部総務課総務グループ)

第3回 厚生常任委員会

H23. 8. 1 (月) 13:00～
第 三 委 員 会 室

○開 会

○委員長挨拶（委員動静）

○休憩～4月1日付け及び7月1日付け人事異動に伴う職員紹介

1. 所管からの報告事項について

○新滝川市活力再生プラン平成22年度実績報告について（総括説明）（資料）総務部

《市立病院》

- （1）新滝川市活力再生プラン平成22年度実績報告について（資料）事務部
- （2）滝川市立病院市民応援団の経過報告について（資料）事務部
- （3）院内保育所のニーズ調査結果について（資料）事務部

《市民生活部》

- （4）新滝川市活力再生プラン平成22年度実績報告について（資料）市民生活部
- （5）滝川市廃棄物減量等推進審議会の発足について（資料）くらし支援課

《保健福祉部》

- （6）新滝川市活力再生プラン平成22年度実績報告について（資料）保健福祉部
- （7）平成23年度滝川市保健医療福祉推進市民会議について（資料）福祉課
- （8）生活保護費詐欺事件に係る訴訟等の動向について（資料）福祉課
- （9）がん検診（大腸がん）推進事業について（口頭）健康づくり課
- 所管事務等に対する通告質問について（清水委員）～別紙

2. その他について

3. 次回委員会の日程について

○閉 会

第 3 回 厚生常任委員会

H23. 8. 1 (月) 13 時 00 分

第三委員会室

開 会 13:00

委 員 長

第3回厚生常任委員会を開会するが、この後 15 時から消防議会等が控えているのでそれを目安に終了したい。質疑、答弁は簡潔に願う。

委員動静報告

委 員 長

全員出席。委員外～坂井、窪之内。プレス空知の傍聴を許可する。ここで 4 月 1 日付け及び 7 月 1 日付け人事異動に伴う職員紹介をする。暫時休憩とする。

休 憩 13:01

再 開 13:09

1 所管からの報告事項について

委 員 長

休憩前に引き続き会議を再開する。新滝川市活力再生プラン平成 22 年度実績報告の総括について総務部より説明願う。

○新滝川市活力再生プラン平成 22 年度実績報告について（総括説明）

山崎部長

（別紙資料に基づき説明する。）

委 員 長

説明が終わった。質疑はあるか。（なし）この件については報告済みとする。（1）について説明願う。

（1）新滝川市活力再生プラン平成 22 年度実績報告について

鈴木部長

（別紙資料に基づき説明する。）

委 員 長

説明が終わった。質疑はあるか。

清 水

計画よりも達成できなかったものについて伺う。

鈴木部長

病院機能評価の受審の計画については、機能評価の更新受審が目標だったので、計画どおり達成できた。健診等予防医療の取組については、具体的な数値は示していないが増加という目標を持っている。乳がん検診、子宮がん検診については、昨年度実績よりも下回ったという結果になった。病院改築の推進については 23 年 3 月に新病院を開院するという目標があり、3 月に開院したということで目標が達成されたということである。

清 水

大きく黒字が出た主な理由について伺う。また、黒字の内容、内訳について伺う。

鈴木部長

平成 22 年度の決算前ということで、総体の黒字額については市長から口頭報告があったわけだが、内容について、入院は 7 対 1 看護が取得できたということで、入院収益が上がり、外来はそのニーズが増加したということで 1 億 5,000 万円程度収益が伸びたということ。交付税における病院の単位費用が上がったということで、それが繰出金の増につながったということが黒字の主な理由だと考えている。

委 員 長

他に質疑はあるか。

副委員長

乳がん、子宮がんの検診率が下回っているということだが、その要因は何か伺う。

鈴木部長

昨年度の乳がん検診、子宮がん検診の数字を見ると、無料検診というものがあつた。その件数が、乳がん、子宮がんとも 21 年度は多かった。22 年度は無料の受診者が少なかったということが原因だと考えている。

委 員 長

他に質疑はあるか。（なし）（1）については報告済みとする。（2）について説

明願う。

(2) 滝川市立病院市民応援団の経過報告について

(別紙資料に基づき説明する。)

鈴木部長
委員 長
清 水

説明が終わった。質疑はあるか。

これまでどのような打ち合わせが、どのようなメンバーで行われてきたのか。もっとボランティア的で自発的な組織だと想像していたが、資料を見ると、市内の主要団体がメンバーとなり、会則の第8条では庶務は市立病院の事務部が担うということが書かれている。随分大がかりな話になっている印象を受けるが、これまでの経過、また自発的な組織となるのか伺う。

鈴木部長

この応援団については、山口議員の質問にあったことが発端となっている。設立に向けて山口議員、滝川市町内会連合会連絡協議会副会長、滝川市民生委員児童委員連合協議会の椿坂氏の3名と病院側とで協議をしてきた。病院が主体になるということではなく、この応援団が主体となって活動していただくことが一番よい形だと思う。そのために病院が何も手伝いをしないということにはならないので、第8条に事務局を担うということにしている。設立がされた後については、できるだけ市民の応援団の中で病院を盛り上げて、いろいろな活動をしていただきたいと考えている。この立ち上げについては、病院のさまざまな協力が必要であると思っている。これまでに4回ほど山口議員を中心として協議を重ねてきた。初回においては、各種団体に加入依頼をしているが、病院の改築にかかわった団体、子育て、幅広い年代層ということで、選定についても3名が中心となって行っていただいた。今後については、参加をしてもらうのは自由なのでその辺のPRは続けていきたいと考えている。

清 水

① 庶務の予算はどのくらいか伺う。

② これは余りにも上部組織である。いろいろな形の応援団的な動きがこれから出てくると思う。それについてはこの中に組み込まれないようにして、自主的にしてもらうことが必要だと思う。その考えについて伺う。

鈴木部長

① 応援団自体に会費は考えていない。病院についても特に今年度この活動に関しての予算は持っていない。できるだけお金をかけないで市民への病院に対する勉強会など、普段病院に関して知り得ないことも周知していくことで、理解を得てもらうことを目的としたいと考えている。病院はあくまでもそのサポートということで考えている。

② これ以外の応援団ができた場合は、それを尊重するという点に関しては、そのように考えているが、各種団体に依頼している加入依頼に関しては、代表に依頼をかけているわけではない。この会の中からだれかを推薦していただきたいという趣旨でお願いしている。例えば滝川市町内会連合会連絡協議会の会長は岩田氏だが、岩田氏を推薦していただきたいということではなく、連絡協議会からだれか1名を推薦してほしいということである。

委員 長
田 村

他に質疑はあるか。

ボランティアは受付での案内が限界である。診療情報等の周知などは難しい。市立病院が事務局を担うというのは間違いである。初めからこの団体に任すべきだと思う。札幌や砂川の病院にボランティア組織はあるが、このようなことは行っていない。ほかの病院を調べたのか伺う。

鈴木部長

ほかの病院でこのような組織というのは道内には余りない。砂川市立病院は形としてはあるようだが、活動内容がきちんと明確になっていないようである。

道外に何カ所か応援団があり、それらを参考にこのような形をつくらせていただいた。実際にボランティアとしてはこのような活動はできないということだが、例えば病院ボランティアを仲間内で行うような気軽な活動でよいと考えている。人材に関しても知人に医師や看護師がいれば、市立病院に紹介をお願いするということである。勉強会については、病院の実態について応援団の方に集ってもらい、話をさせていただいた後、何かのきっかけで市民に周知願えれば、市民の病院に対する理解が深まるのではないかと考えている。大きく一度に活動を広げるのではなく、地道に活動をしてもらえればと考えている。

田 村

① 今までに協議をしてきたということだが、それに対する経費的なものがあったのか伺う。

② 会費を取って行うのではなく、自主的に行うべきと思う。ほかの病院でボランティアの方はたくさんいる。それは自主的にやっている。団体にすべて任せるほうがうまくいくと思うがいかがか。

鈴木部長

① 経費的なものの支出はない。

② 病院ボランティアというものは既に存在している。11名ほど登録してもらって、それらに関しては別であり、今回の応援団はもっと広がりのあるものを想定している。田村委員の言われるとおり、自主的に育ってもらえれば非常によいと考えている。きっかけづくりも必要ではないかということで、山口議員と相談をして、そういう組織をつくるのに病院の力も若干必要だと考え、このような形で進めさせていただいている。今後とも意見を尊重し慎重に進めていきたいと考えている。

委 員 長

他に質疑はあるか。(なし)(2)は報告済みとする。(3)について説明願う。

(3) 院内保育所のニーズ調査結果について

田湯部次長

(別紙資料に基づき説明する。)

委 員 長

説明が終わった。質疑はあるか。

木 下

院内保育所ということで、院内につくるのが本質的だと思うが、院内にその場所はないのか伺う。

鈴木部長

院内保育所を具体的に設置することについては、昨年議会で答弁させていただいた。新しい建物で院内につくれないかという協議はしてきたところだが、院内の感染症の問題などがあり、院内に設けるのはどうかという意見があった。現状としては確保するスペースがないということから、外に場所を求めている状況である。

委 員 長

他に質疑はあるか。

荒 木

① ニーズ調査結果で、利用しないか検討中に保育料が高いという理由があるが、幾らを想定して高いと言っているのか伺う。

② 運営は民間委託だと思うが、この場合でも院内保育所に対して補助を受けることは可能なのか伺う。

田湯部次長

① ニーズ調査結果で、職員からは幾らだから高いという意見はなかった。現在預けている方が、例えば利用する職員7名の調査結果では、保育所が6名、なかよしハウスが1名、ちびっこくらぶが1名、実家が1名という結果で、なかよしハウスやちびっこくらぶが月額3万円程度で預かってもらえる状況なので、保育所は高いということで理解している。

② 民間委託であっても道の補助金が出る予定である。

委 員 長

他に質疑はあるか。

清水 ① 市内のいろいろな病院が院内保育をほとんどやめた。その理由は道の補助が従来2分の1くらいあったのが、1割くらいまで落ちたためである。当時はかなりの方が利用していた。惜しまれつつなくなった。それと比較するとニーズが低いという印象がある。院内保育所がない状態で働いてきて、その対応も身につけてきている。これから生まれる場合は利用するというので、10年後は利用率も高くなると思う。その辺の状況について見通しを伺う。

鈴木部長 ② 院内保育所だけではなく、夜間保育所の検討について伺う。

① ニーズ調査の結果、利用する職員が7名、保育する子供が9名で少ないということだが、利用しない職員が44名ということ、その方の子供が55名で、幼稚園、保育所に預けているので、その時点でまた場所が変わるというのはどうかということ、利用しないということのようである。これから生まれてくる子供、外から入ってくる場合など、市立病院に保育所があるということがきちんと伝われば看護師確保、職場環境の向上につながるのではないかと思います。

② 夜間保育所という観点での検討はしていない。病院の職場内保育所の設置ということで議論しているので、その中で夜勤者に対する夜間保育を週2回程度行えるのではないかと考えている。

清水 夜間保育週2回実施だが、これはいきなりということではなく、試行的にというスタンスで将来的には毎日夜間、休日までを視野に入れていると考えているのか伺う。

鈴木部長 夜間保育については週2回というのは、ほかの病院を見ると、週2回程度であり、週2回が決まった曜日ではなくずれていくという設定である。その設定の仕方で勤務者の夜勤サイクルに合わせるということも可能である。必ずしも毎日夜間保育がなければいけないということではないと考えている。そういったことも含めて、今後勉強していきたい。

清水 9名からスタートして、その夜勤に合わせて週2回で可能だということ、理解してよいか伺う。

鈴木部長 そのとおりである。

委員長 他に質疑はあるか。(なし)(3)については報告済みとする。(4)について説明願う。

(4) 新滝川市活力再生プラン平成22年度実績報告について

伊藤部長 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わった。質疑はあるか。

清水 P64、23年度に条例改正議案の提案という流れだが、既に中・北空知廃棄物処理広域連合で質疑をしたが、運営費等にかかわる各構成市町の負担金見通しについては、秋には出せずおくれるということが言われているが、これまでの経過で言えば、23年度目標については全く見通しが立たなくなっていると想定するが、前田市長は柔軟に対応したいという答弁だった。実施をするにしても25年度以降にすべきと思うが考えを伺う。

伊藤部長 新滝川市活力再生プランの当初の計画策定時において、22年度を計画年度としていたが、さまざまな事由によりおくらせてきている。23年度については、22年度の取り組みを進める中においての計画として書かせていただいたものである。現段階で23年度中に料金の改定をする状況にはない。

委員長 他に質疑はあるか。

坂井委員外議員 まちづくりセンターが移転したときにどういったことをするのか、はっきり見

えていない。今のまま移転するだけなのか。新しい取り組みをする予定なのか伺う。

千葉所長 22 年 4 月から庁舎内でオープンということで、機能を果たした状態でオープンということではなく、街なかに移転して初めて 100%ということになる。市民税 1 %事業の受付、市民活動団体の相談、育成等を進めている。街なかに移転するということで、中心市街地活性化基本計画の絡みもあり、市民の交流の場という部分もある。街なかということで商店街地域との交流、活動もまちづくりセンターの役目と考えている。現段階で商店街地域との交流等については、進めていないので、これが年内に移転した後は、その辺も力を入れて進めていきたいと考えている。

委員長 他に質疑はあるか。

木 下 街路灯補助金の見直しについて、設置が 21 町内会、217 灯、撤去が 25 町内会、379 灯とあるが、その内訳について伺う。

原田主査 切りかえが 217 灯で、ポール式から電柱にかえた。379 灯についてはポールを撤去した数などを示している。

木 下 そのことによって生じた差額はどのくらいか伺う。

原田主査 維持費補助金だが、3,064 万 6,000 円となり、前年比との差額が減少分ということになっている。

委員長 他に質疑はあるか。(なし) (4) は報告済みとする。(5) について説明願う。

庄野参事 **(5) 滝川市廃棄物減量等推進審議会の発足について**
(別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わった。質疑はあるか。(なし) (5) は報告済みとする。所管入れかえのため若干休憩する。

休 憩 14 : 15
再 開 14 : 24

委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。(6) について説明願う。

橋部長 **(6) 新滝川市活力再生プラン平成 22 年度実績報告について**
(別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わった。質疑はあるか。

荒 木 更生園のクリーニング機器の更新の説明があったが、更生園の授産事業がクリーニングでなければいけないとは考えていない。クリーニング事業が非常に厳しい状況なので、事業団との協議の中で更生園の授産事業を別のものにかえるという議論がされているか伺う。

国嶋課長 クリーニングには限定していない。広く意見交換をしている。今の福祉授産的な事業、または企業的な側面で工賃を上げなければならないという中で、今これといって有望な職種はない。現在クリーニングにおいて、更生園の平均賃金は道内でも事業所ベスト 30 に入っているほどある程度高い工賃、4 万円弱となっている。それプラス障害年金等で生活が自立するという訓練体制をとっている。現状の第一候補としてはやはりクリーニング事業が一番有望であると考えている。

委員長 他に質疑はあるか。

木 下 敬老特別乗車証事業の見直しについて、利用状況をきちんと把握していないと思う。例えば、1 週間臨時職員を雇って、どこから乗車したか、1 日の利用状況などきちんと調査をして見直しを考えてほしいと思うがいかがか。

深村副主幹	利用状況の明確化について、敬老特別乗車証事業あり方検討市民会議においても委員から指摘を受けたところである。本年度、いつの時期かは明確にできないが、利用状況の適正な把握に努めるべく、実施方法等について考えていきたいと思う。
委員長 清水	他に質疑はあるか。 社会福祉事業団との協議調整については、22年度何回行い、出席メンバーはどれか伺う。
橘部長	10回前後行っている。社会福祉事業団の運営委員会のメンバーと打ち合わせを行っている。議事録はとっていないが、クリーニングの関係や譲渡についてなど、意見交換をしている。
清水	運営委員会は4人くらいだと思う。佐藤参事、理事長、副理事長、常務理事と確認してよいか伺う。
橘部長	メンバーだが、佐藤参事はアイガモ関係で忙しいので、すべてにとということではない。7割くらいの割合で参加いただいている。役員としては理事長、副理事長、常務理事、池田理事というメンバーである。
清水 橘部長	この協議はいつまで行うのか伺う。 お互いの理解、納得がいくまで続くことになると思う。最低でも年内は続くと思われる。
委員長 田村	他に質疑はあるか。 指定管理については皆が賛成だが、中身がいけない。役員自体に問題がある。これをかえることができないのが問題である。人事権はどこにあるのか伺う。
橘部長	役員の人事権については、評議員会があり、そこで検討することになるが、職員については、理事長が権限を持っているので、理事長の下で職員の異動、昇格を発令する。
田村	このよういけないことを是正できないというのは問題である。こういうことはもう解決する時期だと思う。理事長の選任、役員の選任はどこで行っているのか伺う。
橘部長	理事は9名体制で、現在1名欠けている。近々1名の補充ということで、理事会、評議員会が開催されると聞いている。理事会機能として9名いるが、その席で理事長なり、副理事長、常務理事という任命が行われる。
委員長 木下 橘部長	他に質疑はあるか。 理事や評議員の名簿は見せてもらえないのか伺う。 理事の任期は2年だが、私のほうで理事及び評議員の名簿を持っている。要望があれば配付したい。
木下 委員長	名簿を資料要求したい。 資料要求について委員はどうか。（よし）資料要求することとする。他に質疑はあるか。
荒木	理事や評議員の名簿提出の際に、それをどのように選ぶか仕組みがわかる規則などの資料も要求したい。
委員長 橘部長 委員長	規則等についての資料要求について委員はどうか。（よし）所管は提出可能か。それも提出可能である。 理事及び評議員の名簿のほかにもそれにかかわる規則等の資料を事務局まで提出願う。他に質疑はあるか。（なし）（6）は報告済みとする。（7）について説明願う。

国嶋課長
委員長

(7) 平成 23 年度滝川市保健医療福祉推進市民会議について
(別紙資料に基づき説明する。)

説明が終わった。質疑はあるか。(なし) (7) は報告済みとする。(8) について説明願う。

国嶋課長
委員長

(8) 生活保護費詐欺事件に係る訴訟等の動向について
(別紙資料に基づき説明する。)

説明が終わった。質疑はあるか。(なし) (8) は報告済みとする。(9) について説明願う。

織田主幹

(9) がん検診(大腸がん) 推進事業について

ことし6月議会において、補正で決定されたがん検診推進事業、大腸がん検診の無料クーポン券の配付について、7月から無料クーポン券を発行して、がん検診をしていただく予定だったが、国から提示されるクーポン券の内容、手帳の内容等がおくれて、現在7月末において手帳の内容の一部が定かではない状況で、9月からクーポン券の発行をしたいと考えている。ただし、7月から保健センターで受けていただくがん検診に関しては、事前に対象者には無料クーポンを渡したような形で対応し、4月1日から事前に受けた方には償還払いということで対応したいと考えている。

委員長

説明が終わった。質疑はあるか。(なし) (9) は報告済みとする。清水委員から提出のあった通告質問について説明願う。

○ 所管事務等に対する通告質問について(清水委員)

清 水
委員長
橘部長

(別紙通告質問書に基づき質問する。)

答弁願う。

① 46 通知の改定について、昭和 46 年 7 月、当時の厚生省の社会局長、児童家庭局長から発信された社会福祉事業団の設立及び運営の基準についてという文書がある。自治体がみずから経営するほか、社会福祉事業団に経営を委託できるという内容である。もう一点として、施設の委託先については、社会福祉事業団を原則とするという内容である。これが 46 通知である。これが平成 14 年 8 月に厚労省の通知で 46 通知が改正された。一般社会福祉法人、事業団を含むが、民間法人の参入が可能になったという内容である。46 通知の改正で市と社会福祉事業団の関係についてだが、制度上、実態においては、公設の施設民間管理が可能になったということで、市と社会福祉事業団との関係は特に変わったということはない。

② 8 億円の現金、預貯金について、法人という立場から話す。法人には理事会と評議員会がある。業務執行、意志決定を行使する場として、理事会機能がある。理事は 9 名体制で各団体の代表や企業経営者、学識経験者という方で組織されている。評議員会は 19 名で組織されており、理事会に対する諮問機関、役員の選任機関ということで位置づけられている。理事会決定の多くは、原則評議員会の同意が必要になる。内部監査だが、理事の業務執行状況や法人の財産状況を監査する 2 名の監事がいる。定期的に監査報告書を作成している。理事会や評議員会、道にも提出報告している。さらに外部監査も導入しており、2 重の監査機能となっている。設置者である市の権限だが、毎年、社会福祉事業団との指定管理に係る協定書を締結している。協定書の第 16 条第 7 項に管理業務の適正を期するために地方自治法第 244 条の 2 第 10 項の規定というものがあり、この規定によって指定管理者に対して、当該管理業務または経理の状況

に関して報告を求めることができる。さらには実地調査を行って、管理業務の改善、その他の必要な指示をすることができる。これが滝川市の権限ということになる。第17条で社会福祉事業団が社会福祉法に基づく計算処理、監査報告書を事業年度終了後3カ月以内に市に提出をするということになっている。市としては社会福祉事業団の経営状況を確認することができる。道では、社会福祉法に基づいて関係法令、通知による法人運営や事業経営について2年に1回法人指導監査を行っている。その基準に反する場合については、当然改善指導を行っているということである。社会福祉事業団の評議員会、理事会については、以前にも増して人数がふえており、メンバーもかわっているの、そういった面では拡充されているのではないかと思う。現在に至って、内部監査も外部監査も道監査も含めて、適切な運営を行っているということで、市としては総合的に判断している。

③ 来年度に指定管理の形態について、現時点の考えとしてはあくまでも事業移管、施設譲渡することを目標としている。来年度の指定管理形態については、ことし1年かけて、方針を決めていきたいと考えているが、今時点でどのようにするかを申し上げることはできない。非公募の理由だが、ことし3月の定例会でも話したが、現時点では譲渡を前提とした非公募による1年限りの特例条例ということで議決いただいた。理解願いたい。

清水

① 私も3カ月間だけ理事になった。18年6月までだったと記憶している。当時、市長、副市長、保健福祉部長、議員が3人か4人で理事会の過半数が市、市議会で占められていた。それが改正されてできなくなったという説明だったが、それが全くできなくなったのか、それ自体は自主的なものなのか伺う。一般社会福祉法人なので市長がなったりしても何らおかしいことではないと思う。指定管理委託元から理事を招くということも自然なことだと思う。市長、市幹部が社会福祉事業団の理事になることは可能なのか伺う。

② この改正で当時一番問題になったのが、社会福祉事業団法の中で職員の待遇が公務員に準ずるとあったが、46通知が改正されることで、大幅な賃下げがあるということで、全国で問題になった。当時、預貯金、資産を含めて社会福祉事業団の職員の待遇をどうするのかということについて、18年以前に協議があったと想像する。それがそこできちんと話されずに、あるいは話されたけれども報告されていないということかもしれないが、8億円の扱いについては、全く社会福祉事業団で勝手に使えるということではないと思う。こういったことが議会に報告されていないことやかつてこれについてどのような協議があったのか伺う。

橘部長

① 理事者、議員が理事になれないということだが、道から出されている社会福祉法人の設立及び運営に関する要綱があり、それによると関係の行政庁、自治体の職員等が法人の役員等になることは社会福祉法第61条に規定する公私分離の原則に照らして適当でない、差し控えることという通知がある。地方公共団体の長で特定の公職にあるものが、慣例的に理事長に就任したり、役員として参加をすることは適当でないと言われている。一般法人化するときに道のほうから指導があったところである。

② 給料については公務員に準じるということだが、一般的には社会福祉事業団の職員の給料は低めだと思う。8億円の財源だが、国の補助金や交付金が財源になっていると思う。これはあくまでも社会福祉事業団が30年間というノウ

ハウという中で、福祉サービスを維持しながら、長年にわたって経営努力をし、経費節減をした結果による、現金、預金だと思われる。決算では、自己資本に8億円の流動資産として計上しているが、それを純資産のほうで次期繰越活動収支差額ということで計上している。その8億円は、将来安定した経営、施設の大規模改修、建てかえ等に備えた自己資本ではないかと考えている。

深村副主幹

8億円の保有資金だが、一般法人化に移行したのが19年7月で、その前段一般法人化移行に向けた各種取り組みについて協議がなされた。そのときにはそもそも設立した滝川市社会福祉事業団に対して、市から300万円の出資があったが、それを基本財産として運営していくというのが、46通知に基づく定めであった。これが一般法人化に移行するに当たっては、300万円は市に返還し、法人は自主で基本財産を構えなければならず、安定運営をしていく上で検討した結果それを5,000万円として、現在基本財産として運営している。結果的に余剰金の8億円の論議について、一般法人に移行する際になされるべきであったかもしれないが、社会福祉事業団への施設譲渡を前提にした場合、建てかえ等についても社会福祉事業団が行い、自主自立の運営をしていく際には、各種介護報酬等についても収受するということで、それは2カ月おくれで入ってくることになるので、そうしたことで運転資金として12分の2カ月分の資金を保有していなければならない、その時点で試算したときには約3億円弱の保有資金を持っていなければならないということが一般法人に移行する際の決めとしてあった。そうした部分と建てかえの部分も考えたときにその資金はそれをもって充てるということも見越した上で清算をするという話にはならなかったのではないかとと思われる。支出科目は当時管理委託料であり、代行負担金であるにせよ、これは公費である。公費が法人内に入ってから、外部に支出するということは基本的には認められていない。法人の定款にも寄附行為が一部認められているだけであって、それ以外に受けたものを再度出すということに関しては、難しい側面もあったということは記憶している。

清 水

2点資料要求する。

① 46通知の資料。

② 平成19年7月以前の社会福祉事業団と市の主な協議内容がわかる資料。

委 員 長

2点資料要求があったが、委員はどうか。(よし) 所管は用意できるか。

橘 部 長

用意したいと思う。

委 員 長

2点の資料について事務局まで提出願う。清水議員。

清 水

① 道からの指導ということで、特例条例という表現をされたが、一方で道の社会福祉事業団には道職員が途中退職をして人事権を握っている。制度として、表立っては介入を否定しつつ、ひもつきを完全に認めている中身になっていると思う。特例条例を受けつつ市の意向がきちんと伝わるような運営がされるべきだと思うがいかがか。

② 8億円についてだが、当時社会福祉事業団は、財産もなく困窮していた。このような8億円もの財産を持つことはなかった。それは黒字が出るように委託金額を決めていたからだと思う。そういう実態を踏まえた運営を理事会に求める必要があると思う。譲渡の協議の際に、この8億円がどのように位置づけられているか伺う。

橘 部 長

① 特例条例の関係だが、市議会で議決された特例条例についてのことである。指定管理は3年間または5年間の公募が原則だが、この場合、譲渡が前提なの

で1年だけの特例ということで、先ほど説明した。社会福祉事業団に譲渡した場合、メリット、デメリットがあるが、譲渡する際には協定書をつくり、その中でしっかりと市の立場、関与できる方向性を持って行きたい。

② 譲渡する際には保有金として2億数千万円持たなくてはならない。建てかえ資金もある。8億円というのは認めざるを得ない。社会福祉事業団というのは市がつくった社会福祉法人で、いわゆる市の財産である。お互いパートナーとして運営してきた。そういう面では末永く見守っていきたいと思う。委託の単価だが、それは国が決めた単価ベースにして委託費を支払っている。

清 水

資料要求したい。

① 道の人事に関する社会福祉法人法第61条関連の指導についての資料

② 道の社会福祉事業団が民営化された後の経営陣に道からどのくらい天下っているのか実態がわかる資料。

委 員 長

資料の用意ができれば用意するということで所管はよいか。(よし)委員はどうか。(よし) それでは、準備ができれば提出ということでお願いします。

他に質疑はあるか。

木 下

資料要求したい。緑寿園の22年度決算書を要求する。

委 員 長

委員はどうか。(よし) 所管はどうか。(よし) 後日事務局まで提出願う。

他に質疑はあるか。(なし) この件については報告済みとする。

2 その他について

委 員 長

社会福祉事業団の管理施設の視察等について所管から視察の提案があった。視察をするということでよいか。(よし) 日程等については正副委員長に一任いただくことでよいか。(よし)

清 水

視察の時期はいつごろになりそうか伺う。

委 員 長

8月末を予定している。所管から補足があるので説明願う。

橘 部 長

今13施設指定管理をしているが、そのうちの主な施設だけを視察するというところで考えている。

委 員 長

13施設中の主な施設を所管に任せて選定してもらうことでよいか。(よし) そのように決定する。

常任委員会の視察に関して、視察の日程は10月中ということでよいか。(よし) 視察場所について提案はあるか。

荒 木

正副委員長に一任する。

委 員 長

視察日程、視察場所等について、委員からの意見を聞きながら正副委員長に一任していただくことでよいか。(よし) ほかに委員から何かあるか。(なし)

3 次回委員会の日程について

委 員 長

次回委員会は、正副委員長に一任いただくことでよいか。(よし) 以上をもって第3回厚生常任委員会を閉会する。

閉 会 15:24